

令和5年度

行徳駅前南口一番街商店会

# 会員名簿

商店会の内容や存在意義をわかりやすく説明

しております。ぜひご覧ください。

スマホから読み込んでください。



商店会の会員でお店の取材をして Youtube に宣伝しようと思います。ご協力いただける会員様はぜひご連絡をお願いします。

担当 畑中雅文 (080-3448-6206)

# 役員名簿

役職	氏名	店名	TEL
会 長	畑中 雅文	健康麻雀びいだっしゅ	702-9777
監 査	田中 和枝	行徳パソコン塾	358-2212
広 報	畑中 麗寧	行徳パソコン塾	358-2212

店舗名	業種	住所	電話番号
(株)パル企画設計 行徳店	不動産	行徳駅前 2-12-1	047-396-6777
(株)キャンドウ行 徳駅前店	100円ショップ	行徳駅前 2-13-6	047-396-3435
(株)ミニミニ城東 行徳店	不動産	行徳駅前 2-7-1	047-318-6632
(有)コートーインテリア	インテリア	行徳駅前 2-13-14	047-396-5585
KARINA	婦人服	行徳駅前 2-13-20	047-397-3877
かぐや姫	美容室	行徳駅前 2-13-13	047-397-8530
キッチンオリジン 行徳店	飲食店	行徳駅前 2-12-1	047-711-4613
京成不動産 行徳センター	不動産	行徳駅前 2-13-20	047-396-3121
健康麻雀 B' .びいだっしゅ	健康マージャン	行徳駅前 2-13-17	047-702-9777
セントラル眼科クリニック	眼科医院	行徳駅前 2-13-16	047-396-6255
ソフトバンク 行徳店	テレフォンショップ	行徳駅前 2-13-18	047-307-8818
鳥貴族 行徳店	飲食店	行徳駅前 2-13-18	047-318-9444
ピタットハウス 行徳駅前店	不動産	行徳駅前 2-13-1	047-959-1431
マツモトキヨシ 行徳店	ドラッグストア	行徳駅前 2-13-1	047-323-6675
ママショップ加納 行徳店	クリーニング店	行徳駅前 2-14-9	047-307-3170
ヤスイ調剤薬局	ドラッグストア	行徳駅前 2-13-20	047-397-2120
山秀商事(株)行徳支店	不動産	行徳駅前 2-14-5	047-711-3834
洋膳酒房ビストロサンタ	飲食店	行徳駅前 2-13-15	047-318-3880
ワイモバイル 行徳店	テレフォンショップ	行徳駅前 2-7-12	070-6968-3116
一橋セミナー 行徳校	学習塾	行徳駅前 2-12-19	047-397-2223
宇田川園	日本茶専門店	行徳駅前 2-12-19	047-395-8341
京樽・スシロー行徳店	寿司店	行徳駅前 2-7-14	047-398-0911
銀座コーギーコーナー	洋菓子	行徳駅前 2-7-14	047-399-5615
行徳パソコン塾	パソコン教室	行徳駅前 2-13-17	047-358-2212
中央整骨院	整骨院	行徳駅前 2-13-17	047-390-1170
藤栄ハウス	不動産	行徳駅前 2-13-9	047-395-2630
美容室マーム	美容室	行徳駅前 2-14-5	047-395-2030
臨海セミナー 行徳校	学習塾	行徳駅前 2-13-6	047-701-3661
鮎一献 憲	飲食店	行徳駅前 2-13-15	047-702-8515



# 賛助会員

店名	TEL
千葉銀行 行徳支店	397-7111
三井住友銀行 行徳支店	396-3111
朝日信用金庫 行徳駅前支店	397-6211

# 南口一番街商店会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会の名称は南口一番街商店会と称し、その周辺の商工業者をもって組織する。
- 第2条 本会は会員の親睦と営業の向上を図り、あわせて共同の事業に依り共栄の実を上げることがを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は会長の事業所に置く。

## 第2章 事業

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 関係機関および各業種組合との連携の上、経営発展の向上を図る事業。
  - (2) 会員及びその従業員の福利厚生に関する事業。
  - (3) その他、目的達成のため必要な事業。

## 第3章 役員

- 第5条 本会は下記の役員を置く。
- |       |        |        |
|-------|--------|--------|
| 会長 1名 | 副会長 2名 |        |
| 会計 1名 | 監査 1名  | 企画 若干名 |
- 第6条 役員任期は2年とし、定期総会において会員の中より専任する。
- 第7条
- (1) 会長は本会を代表し会務を総理する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - (3) 会計は現金、預金を管理し会計の事務を行う。
  - (4) 監査は本会の会計を監査する。
  - (5) 企画は本会の合同事業を企画し進行する。
- 第8条 本会は顧問相談役を置くことが出来る。

#### 第4章 会議

第9条 本会の会議は総会及び役員会とする。

第10条 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年4月に開催し、臨時総会及び役員会は必要に応じ会長が召集する。

第11条 会議は会長が議長となり、出席者の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって決し可否同数の時は議長がこれを決する。

#### 第5章 会員

第12条 本会の加入は、役員会の協議により決定する。

第13条 本会の会脱退は、営業の転廃業、移転等、ならびに会費の長期未納及び本会に対する不利益非協力等、迷惑をもたらす行為を有すると役員会の決議によりその資格を失う。

第14条 脱会した者は本会に対する一切の権利を放棄するものとする。

第15条 本会の会員会費は月2,500円とする。賛助会員は月10,000円とする。(但し年度により異なる。)

第16条 会員及び同居の家族の死亡時は、弔意金を贈る。金額は役員会により決定する。

#### 第6章 会計

第17条 本会の収入は入会金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充当する。

第18条 会員は役員会で決定した額を拠出するものとする。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

#### 第7章 会則変更及び施行

第20条 本会則の変更は総会の決議による。

第21条 本会則は平成13年4月1日より施行する。